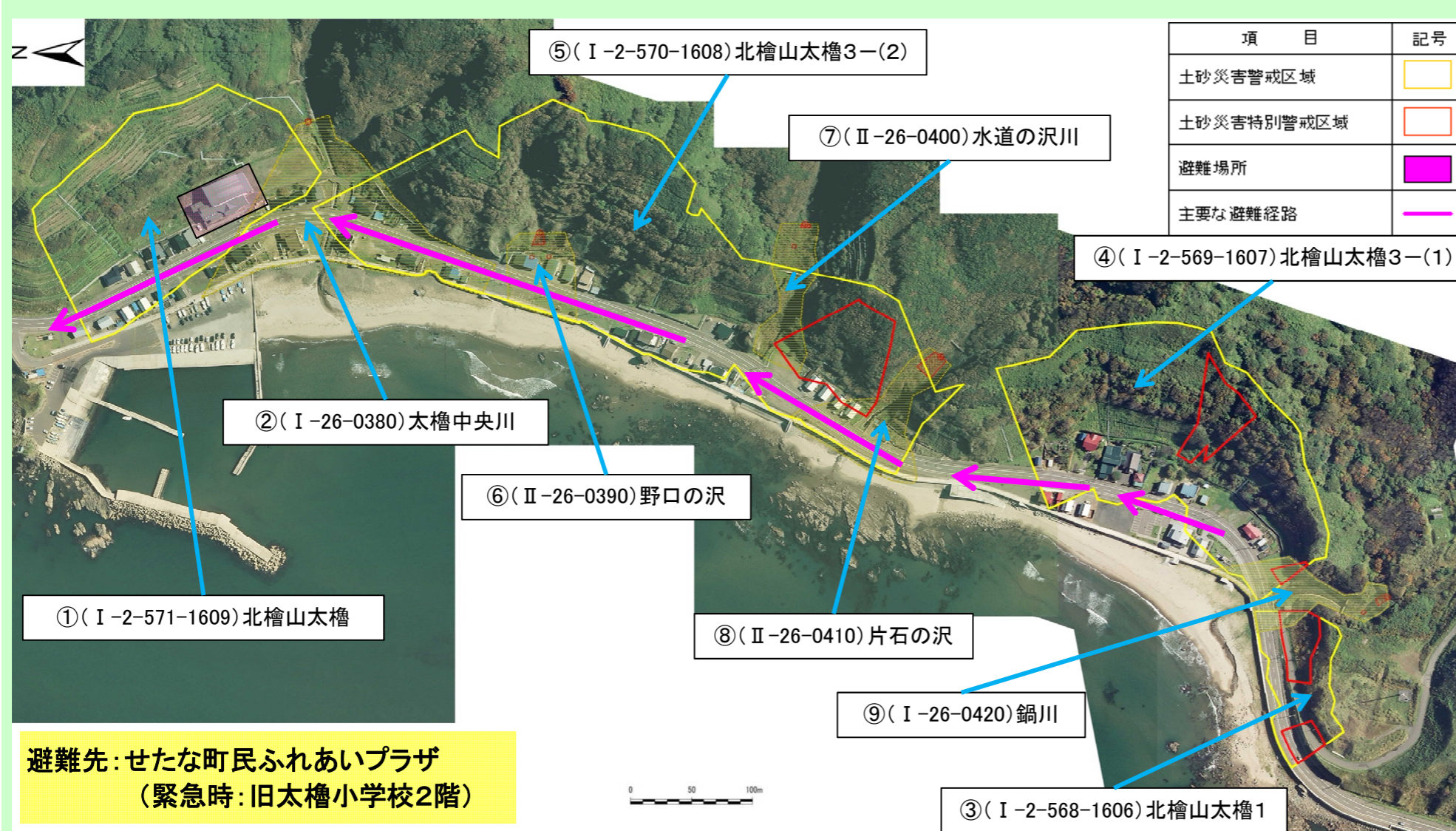


せたな町北檜山区 北檜山太櫓地区 土砂災害ハザードマップ

平成29年6月に土砂災害警戒区域等に指定されました！

作成年月：平成29年7月
発行元：せたな町役場 総務課



避難先：せたな町民ふれあいプラザ
(緊急時：旧太櫓小学校2階)

①土砂災害警戒区域

No.	箇所番号	箇所名
1	I-2-571-1609	北檜山太櫓
2	I-26-0380	太櫓中央川

②土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

No.	箇所番号	箇所名
3	I-2-568-1606	北檜山太櫓 1
4	I-2-569-1607	北檜山太櫓 3-(1)
5	I-2-570-1608	北檜山太櫓 3-(2)
6	II-26-0390	野口の沢
7	II-26-0400	水道の沢川
8	II-26-0410	片石の沢
9	I-26-0420	鍋川

避難の心得

- 避難の勧告等があった場合は、速やかにその指示に従いましょう。
- 近隣所の人たちに声を掛け合って集団で避難しましょう。
- 近くの避難場所へ避難する際は、できるだけ徒歩で避難し、自動車は使わないようにしましょう。
- 避難する前に、ガスの元栓を閉め、電気器具のスイッチ、電気のブレーカーを切っておきましょう。

土砂災害警戒区域等に指定されると・・・

- 黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域」です。

※土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので注意してください。
※また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。

土砂災害に注意して 早めの避難！ こんな前ぶれ現象に注意！



次のような現象を察知した場合は、土砂災害が直後に起こる可能性があります。直ちに周りの人と安全な場所へ避難するとともに、関係機関へ通報してください。

- 【緊急連絡先】**
- せたな町役場総務課 (Tel. 0137-84-5111)
 - 渡島総合振興局函館建設管理部今金出張所 (Tel. 0137-82-0309)
 - 避難場所
 - ・せたな町民ふれあいプラザ (Tel. 0137-84-5563)
 - ・旧太櫓小学校

【土砂災害に関するお問い合わせ】
渡島総合振興局函館建設管理部今金出張所 (Tel. 0137-82-0309)

土砂災害から身を守るために、「日頃の備え」と「早めの避難」を心がけましょう！